

横浜市行政不服審査会答申
(第127号)

令和5年2月14日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「住居確保給付金不支給決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を令和4年5月分まで受給していた審査請求人が、住居確保給付金の再支給を申請（以下「本件申請」という。）したところ、横浜市港北福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、生活困窮者住居確保給付金不支給決定処分（令和4年6月7日付け港北生支（住確）第●号。以下「本件処分」という。）をしたことに対し、審査請求人が、本件申請は再支給要件を満たすと主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件申請は、再支給要件を満たしており、再支給金を受給できるはずである。
- (2) よって、本件処分は違法又は不当であり、取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 住居確保給付金の再支給については、従前の支給終了後に新たに解雇その他事業主の都合による離職となった場合のみが対象となる。
- (2) 離職の確認は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証、雇用保険被保険者資格喪失届、離職証明書等の証拠書類により確認するのが原則だが、書面により離職の事実が確認できない場合、申立書により離職先の雇い主に確認を行うこととされている。
- (3) 本件申請については、令和4年5月以降新たに解雇された場合に該当するかの審査を行ったが、証拠書類の添付がなく、かつ、申立書には就労開始時期や離職の事実を確認するための雇い先の名称、所在地、連絡先等が一切記載されておらず、審査請求人に確認しても回答が得られなかった。
- (4) したがって、従前の支給終了後に新たに解雇その他事業主の都合による離職の事実が確認できないため、再支給要件に該当しないものと判断し不支給の決定を行った。

(5) よって、本件処分に違法又は不当はなく、本件審査請求の棄却を求める。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項は、「この法律において『生活困窮者住居確保給付金』とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。」と定める。

法第 6 条第 1 項は、「都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第 3 条第 3 項に規定するもの…に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。」と規定し、同条第 2 項は、「…生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。」と規定する。

なお、横浜市は、法第 4 条第 1 項及び第 3 項により、都道府県等に含まれる。

イ 生活困窮者自立支援法施行規則

生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）第 3 条は、法第 3 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める事由として、「事業を行う個人が当該事業を廃止した場合」、「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責

めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合」と規定する。

再支給につき、規則第 16 条は、「生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又は第 12 条第 2 項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。」と定め、再支給を制限している。

規則第 12 条第 1 項は、「都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第 10 条各号のいずれにも該当する場合は、3 月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第 10 条各号（第 1 号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3 月ごとに 9 月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。」と規定する。

規則附則第 5 条第 1 項は、「新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの場合にあっては、当該申請に係る第 12 条第 1 項に規定する支給期間を、3 月ごとに 12 月までの範囲内（同条第 2 項の規定により支給するときは、当該支給期間を合算して 12 月を超えない範囲内）で延長することができる。」と規定し、規則附則第 6 条は、「新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第 16 条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第 12 条第 2 項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第 10 条各号のいずれにも該当する者であるときは、3 月間生活困窮者住居確保給付金を支給す

ることができる。」と規定する。

ウ 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和4年3月31日 第11版。以下「マニュアル」という。）「第7 12 再支給」においては、「受給者が住居確保給付金の受給期間の終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合、…支給要件に該当する者については、…再支給することができるものとする。」と定める。

エ 住居確保給付金の支給事務の取扱問答

住居確保給付金の支給事務の取扱問答（以下「取扱問答」という。）問9-1-1（再支給の要件）では、「住居確保給付金受給者の再支給の要件として『常用就職後に新たに解雇された場合』と事務マニュアル12に示されているが、解雇とはどのような場合をいうのか。」との問いに対し、「再支給の目的は、使用人（事業者側）の都合で職を失った方を救済することにある。そのため、雇用契約期間が満了した場合で、本人に落ち度はなく、更新の意思があったにもかかわらず、使用人の都合で契約更新されなかったときは該当とするが、雇用契約をした際に、予め更新しない旨が規定され、雇用契約期間が満了した場合は、該当しない。また、離職票上は自己都合であっても、労働基準法の違反があったと疑われる事実が申請者により証明されれば、本人の責に帰すべき重大な理由による解雇ではないことから、再支給の対象として差し支えない。」と回答している。

また、問1（2）-2（離職した者であることの証拠書類）では、「離職した者であることが確認できる書類とは、具体的に何を指すのか。」との問いに対し、「離職者であることの証拠書類には、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、退職所得の源泉徴収票、健康保険任意継続被保険者証、退職辞令等が考えられる」とした上で、これらを有していない場合には、「① 雇用保険加入者であれば、離職先の雇い主に『雇用保険被保険者資格喪失届』及び『離職証明書』の発行…を依頼し、離職票入手のための手続を行うよう指示すること。」、「② 雇用保険未加入者であれば、離職先の雇い主に、退職したことを証明する書類の発行を依頼し、入手を指示すること。」、「③ ①又は②の指示を行ってもなお離

職関係書類の提出が困難と認められる場合には、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等の提出を指示すること。」「④①～③の手段によっても、離職の証明ができなかった場合に限り、離職状況に関する申立書を提出させること。この場合、住居確保給付金支給申請書の同意事項に基づき、離職先の雇い主に確認を行うこと。なお、離職先が倒産等により既に存在しない、又は連絡がつかないといった場合には、当該離職先の事業所が存在したことを証明する何らかの書類の提出を求めること。」としている。

(2) 認められる事実

審査請求人は、令和3年2月分から10月分まで及び同年12月分から令和4年5月分までの住居確保給付金を受給していた。なお、令和3年2月分から4月分までが規則第12条第1項本文に基づく支給期間、同年5月分から10月分まで及び同年12月分から令和4年2月分までが規則第12条第1項ただし書及び規則附則第5条第1項に基づく支給期間、同年3月分から5月分までが規則附則第6条に基づく再支給期間である。

審査請求人は、再支給要件を満たすと考え、令和4年5月23日、本件申請を行った。

審査請求人が記入した「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」には、コロナ禍の不況で令和3年にはプロジェクトに1件参加しフリーランス通訳の仕事があったが、今年参加できるプロジェクトがなく仕事の機会が減少した旨記載されているが、取扱問答の問1(2)―2における離職した者であることの証拠書類及び離職関係書類は添付されておらず、「就業機会の減少に関する申立書」には就労開始時期や離職の事実を確認するための雇い先の名称、所在地、連絡先等は一切記載されていない。

処分庁は、令和4年6月7日、「再支給の要件である解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く）、その他事業主の都合による離職に該当しないため」との理由で、本件処分を行った。

(3) 争点に対する判断

住居確保給付金の支給期間の上限は、規則第12条第1項及び規則附則第5条第1項の規定により12か月、これに、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又は規則第12条第2項に規定する場合に該当する者を除いては、

規則附則第6条の規定により3か月の再支給を加えた合計15か月であるところ、前記(2)のとおり、審査請求人は令和3年2月分から10月分まで及び同年12月分から令和4年5月分までの合計15か月の住居確保給付金を既に受給しているから、これ以上規則第12条第1項、規則附則第5条第1項及び規則附則第6条の規定により住居確保給付金の支給を受けることはできない。したがって、本件申請による住居確保給付金再支給の可否については、審査請求人がこれまでに支給を受けた住居確保給付金の支給要件及び再支給要件とは異なり、原則どおり、規則第16条の規定に基づき判断されるべきである。

規則第16条は、再支給を原則として制限し、解雇その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り再支給ができるものと定めている（マニュアル「第7 12 再支給」及び取扱問答問9-1-1（再支給の要件）参照）。

また、取扱問答問1（2）-2によれば、事業主の都合による解雇や離職の事実の確認は、離職した者であることの証拠書類によることが原則であり、離職した者であることの確認書類を有していない場合には離職関係書類の入手を指示することとし、離職関係書類の提出が困難と認められる場合には給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等の提出を指示することとし、これらの手段によっても離職の証明ができなかった場合に限り、離職状況に関する申立書を提出させ、離職先の雇い主に確認を行うこととされている。

本件において審査請求人は、再支給の要件を満たすと主張しているが、再支給の要件とは事業主の都合による解雇や離職による経済的困窮をいうところ、かかる解雇や離職に関する具体的事実について審査請求人の提出した生活困窮者住居確保給付金支給申請書に記載はない。

また、離職した者であることの証拠書類等の提出はなく、就業機会の減少に関する申立書が提出されているのみであり、当該申立書には就業開始時期や離職の事実、雇い主に関する記載がなされていないため、当該申立書によっても離職の事実を確認することができない。そして、本件審査請求においてその他離職の事実を認めるに足りる証拠はない。

よって、処分庁が、本件申請に係る提出書類を基に審査請求人が解雇その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に該当しないと

判断し、本件処分をしたことは適法かつ妥当である。

(4) 結語

よって、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和4年6月27日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和4年7月15日	・ 弁明書等の受理
令和4年7月20日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年8月12日	・ 反論書等の提出再依頼
令和4年10月21日	・ 物件の提出依頼
令和4年10月26日	・ 物件の受理
令和4年11月1日	・ 物件の提出通知
令和4年11月22日	・ 物件の提出依頼
令和4年11月29日	・ 物件の受理
令和4年12月1日	・ 物件の提出通知
令和4年12月20日	・ 審理手続の終結
令和4年12月26日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年1月10日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年2月14日	・ 調査審議